

滝沢市立滝沢第二中学校いじめ等防止基本方針(令和8年度版)

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校における「いじめ」及び「外部生徒とのつながりによる重大な事故」の防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1 いじめの定義といじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法〔以下、法とする〕第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめは、人として決して許されない行為であるという認識を、全教職員で共有する。

- ① いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害している
- ② いじめを受けた生徒の、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える
- ③ いじめを受けた生徒の、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある
- ④ いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはいけない」に反する

そして、以下の認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

ア いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである イ いじめに、全く無関係ですむ生徒はいない

(3) 学校及び学校の教職員の責務(法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に、これに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は、臨時に開催し、早期対応にあたる。

※いじめ防止対策委員会の構成員 校長、副校長、主幹、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、SC、関係職員

3 いじめの未然防止に向けた校内の取組

- (1) 職員会議や校内研修会等の場の設定……全教職員が、学校いじめ防止基本方針や関係法令等の理解を深め、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等、共通認識できる場を設定する。また、教職員のいじめ問題への意識啓発に努める。
- (2) わかる授業づくり……生徒一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。
- (3) 「いのちの日」の設定……「いきいき、のびのび、ちからづよく」をスローガンとする『いのちの日』を設定し、全校朝会での学校長講話を実施する。特に、毎月11日を「安全・安心・心の日」と設定し、全児童生徒・全職員で再認識する機会とする。
- (4) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。また、全学級同一教材での道徳授業を実施する。
- (5) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。
- (6) 学級経営・行事取組等の充実……学級活動・行事取組等に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める。
- (7) 情報モラル教育の充実……全校生徒の携帯電話等の使用状況の現状把握に努め、各校における「情報モラル宣言」や「我が家の『SNS使用ルール』」の取組など、児童生徒が、情報機器使用の課題を自分事として考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。

4 いじめ等の未然防止に向けた保護者・地域との連携

- (1) 学校報・生徒指導通信等による情報発信と啓蒙活動……学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等についての情報を、各家庭に提供し、学校・保護者・地域で、同じ視点に立った声かけができるように努める。
- (2) PTAにおける説明・協議……全校・学年等でのPTAの集会時に、現在の状況を説明するとともに、必要により保護者からの情報提供を踏まえ、協議する。
- (3) 情報モラル教育の充実(滝沢第二中学区ステップアップポスター取組による連携)
滝沢第二中学区ステップアップポスターを各家庭で掲示してもらい、保護者の学びの機会を設けるなど学校と家庭と地域が共通理解を図る取組を推進する。ポスター内に記載されている「情報モラル宣言」や「我が家の『SNS使用ルール』」の取組を通して、生徒と保護者が相談する機会を設け、情報機器使用の課題を自分事として考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。

- (4) 学校報やメール配信の活用……学校報を活用し、学校での生徒の活動や様子をできる限り多く紹介する。また、メール配信によって、対外行事の結果等、地域での声かけに役立つ情報を速やかに提供する。
- (5) 相談窓口・相談機関の周知……学校以外の相談窓口・相談機関の周知を図るとともに、必要に応じて生徒・家庭を救済するための制度等も紹介する。

5 いじめ等の早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……2ヶ月に1回以上、生徒に対する生活アンケート調査を実施し、いじめや人間関係・交友関係に関わるトラブルの早期発見に努める。
- (2) 教育相談の実施……毎学期1回以上、教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- (3) いわひめノートの活用……いわひめノートを活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (4) 相談窓口の周知……学級担任以外にも、部活動顧問や学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、スクールカウンセラー等が随時相談の窓口になり、常に相談を受けていることの周知を図る。また、教育相談担当が中心になって、スクールカウンセラーや他の諸機関への相談ができるような連携の円滑化を図る。
- (5) 全校体制での情報共有……生徒の些細な兆候や訴えを学級担任などが抱え込まず、速やかに管理職等への報告・相談できる体制づくりを行い、いじめ防止対策委員会や運営委員会において対応を協議するとともに、全校体制で情報を共有する。
- (6) いじめ等の防止に関する研修の実施……いじめや問題行動の防止に関する研修を実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

6 いじめ等に対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめ等に関する相談を受けた場合、またはいじめ等と疑われる書き込み・行為等を見つけた場合は、速やかに、生徒指導主事・学年主任を通じて、管理職に報告する。
- (2) 指導にあたっては、校長をリーダーとする「いじめの防止等のための組織」により「指導レベル」を判断し、教職員全員で共通理解し、保護者や関係機関との情報共有と連携の下で組織として取り組む。校長は、いじめと判断する可能性がある事案については、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめ有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。また、生徒の身体や生命に支障が生じる可能性がある事案については、全職員共通理解のもと（緊急性がある場合は事後で可）、速やかに教育委員会に報告・相談すると同時に、警察に報告し、調査・対応・保護を依頼する。

判断基準・指導レベル（重大性A<B<C<D）	
A	子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
B	教師が介入し、当事者への指導によって、解決が図られるレベル
C	教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入・指導が求められるレベル
D	行為が悪質で、重大事態となりうるレベル

- (3) 指導レベルCDの事案については、速やかに市教委へ報告する。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った生徒には毅然とした態度で指導にあたり、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、全職員の共通理解のもとで、継続的に実行・指示する。
 - ① いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを知らせた生徒・保護者に対する支援
 - ② いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言
- (5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

※いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外での学習を行わせる等
- (6) 犯罪行為として扱われる可能性がある事案については、直ちに警察に通報し、連携して対処する。
 - ① 生徒の生命、身体または財産に重大に被害が生じるおそれがある事案
 - ② 強い脅迫・強要を受けたとされる事案
 - ③ その他の違法にあたる行為を受けた、または強いられた事案
- (7) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3か月を目安）していること。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- ① いじめ等により、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめ等により生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめ等により、前記のような事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合、校長は、教育委員会へ事態発生について速やかに報告する。なお、学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署に通報し、警察と連携した対応をとる。
- ② 教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ④ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
※ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。
※ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

8 学校評価

以下の内容の評価をもとに、次年度の基本方針の見直しを行い、改善を図っていく。

- (1) 年度末の生徒・保護者等に対する学校評価における、校内でのいじめ防止等の取組の評価
- (2) 学校教育振興協議会における、協議会委員との協議